

4 教育・文化芸術・スポーツ等の充実

【基本的な考え方】

障害のある子ども一人ひとりが、将来、自立し積極的に社会に参加していくため、障害の特性や程度に応じてそれぞれの個性を伸ばし、持てる力を最大限に発揮できるよう、教育環境の整備・充実や教育職員の専門性の向上を図ります。

また、障害のある人が文化芸術活動やスポーツ活動等に参加することは、健康の増進や心の潤い、社会参加の促進にもつながるため、積極的に参加できる環境を整備します。

(1) 学校教育の充実

現状と課題

障害のある子どもに対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」のさらなる充実が求められています。

近年は、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある幼児児童生徒への対応に加え、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の通常の学級に在籍する発達障害のある幼児児童生徒への対応も課題になっています。

障害のある子どもを生涯にわたって支援するという観点から、関係者・関係機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うため、「個別的教育支援計画」の作成が求められており、現在、作成を進めています。

本県においては、より多くの児童生徒が身近な地域に通学できるように特別支援学校の未設置地域の解消に取り組み、平成 27 年 4 月の榛名特別支援学校吾妻校の開校により、県内全域に特別支援学校を整備しました。

主な取組

特別支援教育の充実

- ・ LD (学習障害)、ADHD (注意欠如・多動性障害)、高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒の自立と社会参加を促進するため、障害の特性や教育的ニーズに応じた様々な方法による特別支援教育を充実させます。
- ・ 特別支援学校のほか、特別支援学級等の教育の充実を図ります。
- ・ 障害のある子どもで通学が困難な者に対して、訪問教育を実施します。

特別支援学校の整備

- ・ 市立特別支援学校の県立移管を進めます。
- ・ 地域バランスを考慮し、高等部のあり方の検討や児童生徒の増加に対応した教育環境の整備を図ります。
- ・ 特別支援学校施設・設備の長寿命化を推進し、改修工事やバリアフリー化等を計画的に実施します。
- ・ 特別支援学校への自力通学が困難な児童生徒の通学を支援し、遠距離通学による保護者の送迎負担を軽減するため、スクールバスを運行します。

特別支援学校生徒の職業自立の推進

- ・ 特別支援学校高等部生徒の就労を支援するため、就労先や実習先を開拓する就労支援員の配置、職業教育の充実、体験型介護研修会の実施、教員研修の充実、1年生進路ガイダンスによる生徒本人・保護者の就労への理解促進、企業採用担当者学校見学会の開催、就労先を教員等が訪問する卒業生定着支援を行い、入学から卒業後までの一貫した就労支援を行います。

特別支援学校の医療的ケア支援

- ・ 特別支援学校に通学する医療的ケアが必要な児童生徒が健康で安全な学校生活を営むことができるよう、教育、医療、保健、福祉等と連携して、安全で適切な医療的ケア実施体制の充実を図ります。

特別支援教育に関する情報提供の推進

- ・ 特別支援教育の充実に向けて、指導資料を作成・提供するとともに、特別支援教育に関する研修会や授業公開について、情報を提供します。

教育、福祉、保健、医療、労働等の連携の充実

- ・ 教育、福祉、保健、医療、労働等が一体となって、乳幼児期から学校卒業後まで、障害のある子ども及びその保護者等に対する相談及び支援体制の推進を図ります。

県立高校福祉科における専門教育の実施

- ・ 県立高校福祉科において介護福祉士国家試験を受験可能なカリキュラムを導入し、福祉サービスのよき担い手として専門性の高い教育を行います。

(2) 教育職員の専門性の向上

現状と課題

教育職員が一人ひとりの障害の状態に適した特別支援教育を行うためには、専門性と指導力の向上が必要であり、特別支援教育に関する研修等の実施により、専門性の向上を図っています。

主な取組

特別支援学校教諭免許状の取得促進

- ・ 群馬県教育職員免許法認定講習により、特別支援学校教諭 2 種免許状の取得を促進します。

教職員を対象にした研修事業の充実

- ・ 特別支援学校、幼稚園、小・中学校、高校等の教職員を対象に、経験、職種及び職務に応じた研修を実施し、特別支援教育の専門性向上を図ります。

(3) 文化芸術活動への参加支援

現状と課題

障害のある人が文化芸術活動に参加することは、文化芸術を身近に感じたり、体験したりすることにより、日常の楽しみや充実した生活の実現につながります。

また、一緒に創作活動を行うことや障害のある人の作品を多くの人に鑑賞してもらうことは、障害のあるなしに関わらず、お互いの理解の促進にもつながります。

自ら作品を創作する機会や発表する機会がより多く確保されることが必要であり、美術館や博物館等に訪れやすい環境の整備も必要となります。

主な取組

文化芸術活動の参加支援

- ・ 障害のある人の文化芸術活動の充実を図るとともに、地域で開催される文化芸術活動に障害のある人が参加しやすい環境づくりを推進します。

障害者作品展の開催

- ・ 障害のある人の自立と社会参加を促進するため、趣味や技術等を活かした作品を展示する「障害者作品展」を開催します。

県立の美術館、博物館、天文台等における観覧料等の免除

- ・ 障害のある人が美術館や博物館等に訪れて、文化芸術の鑑賞がしやすいよう、県立の美術館、博物館、天文台等における観覧料等を免除します。

(4) 障害者スポーツの振興

現状と課題

障害のある人がスポーツに親しむことは、体力の維持・増強・機能の回復を図るとともに、日常の楽しみや充実した生活の実現につながります。また、スポーツを通じて多くの方と知り合い、社会に参加することにもつながります。

本県では、群馬県障害者スポーツ大会の開催や全国障害者スポーツ大会への選手団派遣等の取組を実施し、障害のある人のスポーツ活動を通じて、自己実現と交流の機会拡大を推進してきました。

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催が決定し、障害者スポーツの注目度が高まりつつある中、障害の有無に関わらず、誰もがそれぞれの個性やニーズに応じた活動を楽しめるような環境づくりを行い、スポーツの普及を図っていくことが必要です。

また、パラリンピック等の国際大会での活躍など、高いレベルを目指す人の競技力を向上させる取組も必要です。

主な取組

各種障害者スポーツ大会の開催、パラリンピック等の国際大会への参加支援

- ・ 各種障害者スポーツ大会等を開催し、障害のある人のスポーツ活動への参加機会の拡大を図ります。
- ・ パラリンピック等の国際大会への参加を支援し、障害者スポーツの振興を図ります。

障害者スポーツの情報発信・啓発

- ・ 各地域における障害者スポーツの現状や取組状況を把握するとともに、障害者スポーツの情報発信・啓発に取り組みます。

障害者スポーツ指導員の養成、競技力向上支援

- ・ 障害のある人のスポーツ振興を図るため、障害の特性に応じて適切な指導を行う障害者スポーツ指導員を養成します。
- ・ 群馬県障害者スポーツ協会や群馬県スポーツ協会等と連携し、競技力向上の取組みを支援します。

県立ふれあいスポーツプラザ、県立ゆうあいピック記念温水プールの運営

- ・ 障害者スポーツの拠点となる施設について、引き続き適切な運営に努めます。

群馬県の重点的取組

【特別支援教育の充実】

背景（現状・課題・社会的状況等）

特別支援教育は、平成19年に学校教育法に位置づけられたもので、障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するため、適切な指導及び支援を行うものです。

群馬県では第2期群馬県教育振興基本計画（平成26年3月）群馬県特別支援教育推進計画（平成25年3月）に基づき、児童生徒数の増加や障害の重度・重複化、多様化への対応、交流及び共同学習の推進、特別支援学校の小中学校等への助言・援助機能をはじめとした相談支援体制を整えることで障害のある幼児児童生徒の教育の充実を図っています。

群馬県の重点的取組

小・中学校、高等学校等を対象とした相談支援体制の充実

県内5つの教育事務所に専門相談員を、特別支援学校に専門アドバイザーを配置して、担当エリア（中部、西部、北部、東部）ごとに認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校等からの要請に応じて、学校・園を訪問して発達障害等のある幼児児童生徒の指導・支援について相談に応じます。また、エリアごとにエリアサポートモデル校（小学校又は中学校）を1校指定し、発達障害のある児童生徒に係る実践的な研究を進め、他の小・中学校へ研究成果の周知を図ります。

交流及び共同学習の推進

障害のあるなしに関わらず、全ての児童生徒が共に生き共に学ぶ地域社会の実現に向け交流及び共同学習を組織的、計画的に進め、相互理解を促進します。具体的には特別支援学級と通常の学級の交流（学級間交流）、特別支援学校と小・中学校、高等学校との交流（学校間交流）、特別支援学校と地域の人々との活動（地域交流）、特別支援学校の児童生徒が居住する地域の小・中学校の児童生徒との交流（居住地校交流）を進めます。

特別支援学校の充実

高等部生徒の将来の職業自立を進めるため、就労支援員の配置による就業体験実習先の確保、職業教育研修による教職員の専門性向上、1年生からの進路ガイダンスによる就労意識の向上、企業採用担当者学校見学会の開催による障害に係る理解啓発、教職員による卒業生の就労した企業の訪問による離職防止等の取組を行います。

医療的ケア（痰の吸引、経管栄養等）が必要な児童生徒への対応では、看護師の配置、指導医の派遣等により、安全に、かつ安心して学べる教育環境を整えます。

教職員研修の充実

県総合教育センターにおいて、新任の管理職や主任等の職種ごと、経験年数ごとに、発達障害を含む特別支援教育に係る研修を計画的に実施します。また特別支援学級の担任に限らず全教員を対象とした発達障害に関する研修を実施し、5年間で、県内の全小中学校から参加できるようにします。実際の学習場面を再現して参加者が課題や指導法について協議するなど、実習や演習を中心とした内容となるよう工夫し、教員の指導力の向上に努めます。

県立特別支援学校の整備

平成27年4月に、特別支援学校未設置地域の解消とともに、県立特別支援学校の校名変更や分校の単独校化が実現することを踏まえ、今後は、市立特別支援学校の県立移管に向けた取組を引き続き進めるとともに、児童生徒数の増加に伴う既存の特別支援学校の整備や地域バランスを考慮した高等部のあり方の検討等に取り組めます。

群馬県の重点的取組

【障害者スポーツの振興】

背景（現状・課題・社会的状況等）

障害のある人のスポーツの振興は、生涯スポーツや競技スポーツとしての意義にとどまらず、スポーツにより障害のある人が生きがいを持ち、自立や社会参加の促進を図るという側面を持っています。

また、これらによって社会の障害のある人に対する理解が深まり、ノーマライゼーションの理念につながるといった役割を果たしています。

一方、障害者スポーツには、障害者スポーツに関する情報を得る手段や機会が少なく、また、指導者や活動場所、道具が不足しており、さらに財政的支援等が十分でないという課題もあります。

2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、障害者スポーツに対する関心が高まりつつあります。本県では、この絶好の機会に障害者スポーツの普及や競技力向上に関する取組を強化し、障害者スポーツの振興を図っています。

群馬県の重点的取組

県障害者スポーツ大会の開催、全国障害者スポーツ大会への選手派遣

県障害者スポーツ大会は、毎年2千人以上が参加し、陸上や水泳をはじめ計13種目の競技により、盛大に開催しています。障害のある人の社会参加、スポーツを始めるきっかけ作り、そして日頃の練習の成果を試す場でもあり、多くの方が毎年心待ちにしています。

全国障害者スポーツ大会は、障害者スポーツの普及と理解の促進を目的に、国民体育大会の開催都道府県において毎年開催されています。全国トップレベルの選手と競うことにより、より一層の競技力向上につながるるとともに、全国の仲間との交流が行われています。

トップアスリート交流事業

スポーツのトップアスリートが特別支援学校や小中学校等において、体験授業や講演会を行い、トップレベルの技術を肌で感じてもらうことやスポーツの楽しさ・素晴らしさを伝えることで、障害者スポーツの普及、障害のある人への理解促進等を図ります。



（トップアスリート交流事業の様子）

障害者スポーツ振興に関する検討委員会の開催

障害者スポーツの関係者や専門家を構成員とした検討委員会を設置する予定です。障害者スポーツの課題解決策（普及や競技力向上等）について検討し、検討結果に基づき、より良い障害者スポーツ施策を実施していきます。

障害者スポーツに関する情報発信及びコーディネーターの設置

障害者スポーツに関しての情報を一元的に管理し、ホームページ等で提供します。

また、障害者スポーツのコーディネーターを配置し、競技団体等・市町村・県が連携を図り、スポーツを希望する人に適した情報を提供し、スポーツを始めるきっかけを作るとともに、障害のある人がスポーツを楽しめる環境を整えます。

4. 教育・文化芸術・スポーツ等の充実

(1) 学校教育の充実

事業名 【担当所属】	事業内容	主な対象者								
		乳幼児期			学齢期			成年期		
		身	知	精	身	知	精	身	知	精
特別支援教育の充実 【教育委員会特別支援教育室】	発達障害等を含めた障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び支援を行う「特別支援教育」を充実します。	○	○	○	○	○	○			
公立特別支援学校における教育の充実 【教育委員会特別支援教育室】	特別支援学校における障害のある幼児児童生徒に対する教育の充実を図ります。	○			○	○	○			
特別支援学級における教育の充実 【教育委員会特別支援教育室】	特別支援学級における障害のある児童生徒に対する教育の充実を図ります。				○	○	○			
通級による指導の充実 【教育委員会特別支援教育室】	通常の学級に在籍しながら、特別の指導を受けることができる通級による指導の充実を図ります。				○	○	○			
県立聾学校の通級指導教室の推進 【教育委員会特別支援教育室】	県内の小・中学校の通常の学級に在籍し、比較的軽度の難聴あるいは言語障害のある児童生徒が県立聾学校に通って指導を受けたり、県立聾学校の教員が地域へ出向いて指導を行ったりします。				○					
訪問教育の充実 【教育委員会特別支援教育室】	障害のある子どもで、通学が困難な者に対して訪問教育を実施します。				○	○				
特別支援学校の整備 【教育委員会特別支援教育室】	市立特別支援学校の県立移管を進めるほか、地域バランスを考慮した高等部のあり方の検討や児童生徒の増加に対応した教育環境の整備を図ります。									
特別支援学校施設・設備の整備充実 【教育委員会管理課】	特別支援学校施設・設備の長寿命化を推進し、改修工事等を計画的に実施します。									
学校施設・設備の改善推進 【教育委員会管理課】	学校施設や設備のバリアフリー化を推進します。									
特別支援学校スクールバスの運行 【教育委員会管理課】	特別支援学校への自力通学が困難な児童生徒の通学を支援し、遠距離通学による保護者の送迎負担を軽減するため、スクールバスを運行します。									
地域特別支援連携協議会の開催 【教育委員会特別支援教育室】	教育、医療、保健、福祉等が連携できるように教育事務所単位で連携協議会を開催し、緊密な協力体制を構築します。	○	○	○	○	○	○			

事業名 【担当所属】	事業内容	主な対象者								
		乳幼児期			学齢期			成年期		
		身	知	精	身	知	精	身	知	精
小中学校、高等学校等のサポート 【教育委員会特別支援教育室】【再掲】	県内を4つのエリア(中部、西部、北部、東部)に分け、各教育事務所の特別支援教育専門相談員、特別支援学校専門アドバイザーを配置し、幼稚園、小中学校、高等学校等の要請に応じ、特別な教育的支援の必要な幼児児童生徒の教育に関する相談支援体制の充実を図ります。またエリアサポートモデル校(小学校又は中学校)を指定し、発達障害教育に係る実践的研究を進めます。	○	○	○	○	○	○			
発達障害等支援非常勤講師の配置 【教育委員会特別支援教育室】【再掲】	LD、ADHD等の児童を対象とする通級指導教室が設置できない地域の拠点となる小学校に発達障害等支援非常勤講師を配置し、通級による指導を実施して、市町村教育委員会の通級指導教室設置に向けた取組を援助します。						○			
発達障害等に係る研究協議会の実施 【教育委員会特別支援教育室】【再掲】	小中学校の通常の学級担任等を対象として発達障害等のある児童生徒の指導方法、指導内容について演習や実習を中心とした実践的な研修を行い指導力を高めます。						○			
子どもに関する発達相談の充実 【総合教育センター】【再掲】	発達が気になる乳幼児及び児童生徒に対する障害の理解や適切な関わり方、家庭教育や就学等に係る支援を行うため、来所相談、電話相談、訪問相談を行います。									
高等学校等生活介助員の配置 【教育委員会特別支援教育室】	県立高等学校等に在籍する、障害のある生徒が学校生活を円滑に続けられるようにするために生活介助員を配置します。				○					
キャリア教育の推進、進路指導の充実 【教育委員会特別支援教育室】	障害のある児童生徒の社会自立を促進するため、研修会や協議会を開催するとともに、指導の充実を図ります。				○	○	○			
特別支援学校職業自立の推進 【教育委員会特別支援教育室】	特別支援学校高等部生徒の就労を支援するため、就労先や実習先を開拓する就労支援員の配置、職業教育の充実、体験型介護研修会の実施、教員研修の充実、1年生進路ガイダンスによる生徒本人・保護者の就労への理解促進、企業採用担当者学校見学会の開催、就労先を教員等が訪問する卒業生定着支援を行い、入学から卒業後までの一貫した就労支援を行います。				○	○				
市立特別支援学校費補助 【教育委員会特別支援教育室】	市立特別支援学校を設置する市に対し、円滑な学校運営に資するため、運営費や施設整備費を補助します。									
特別支援教育就学奨励費の補助 【教育委員会特別支援教育室】	特別支援学校や小中学校に通学する障害のある幼児児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力の程度に応じて、学校給食費や交通費等の費用の全部又は一部を補助します。									
特別支援学校の医療的ケア支援 【教育委員会特別支援教育室】【再掲】	特別支援学校に通学する医療的ケアが必要な児童生徒が健康で安全な学校生活を営むことができるように、教育・医療・保健・福祉等と連携して、安全で適切な医療的ケア実施体制の充実を図ります。				○	○				

事業名 【担当所属】	事業内容	主な対象者								
		乳幼児期			学齢期			成年期		
		身	知	精	身	知	精	身	知	精
特別支援教育に関する 情報提供の推進 【総合教育センター】	特別支援教育の充実に向けて、指導資料を作成・提供するとともに、特別支援教育に関する研修会や授業公開について情報提供を行います。									
教育、福祉、保健、医療、労働等の連携の充実 【教育委員会特別支援教育室】	教育、福祉、保健、医療、労働等が一体となって、乳幼児期から学校卒業後まで、障害のある子ども及びその保護者等に対する相談及び支援体制の推進を図ります。	○	○	○	○	○	○			
私立特別支援学校に対する支援 【学事法制課】	私立特別支援学校の運営に対して、支援を行います。									
県立高校福祉科における専門教育の実施 【教育委員会高校教育課】	介護福祉士国家試験を受験可能なカリキュラムを導入し、福祉サービスのよき担い手として専門性の高い教育を行います。									
福祉資格取得推進事業の実施 【教育委員会高校教育課】	福祉系列・コースを設置する県立高校では、福祉メインの教育を柱に介護職員初任者研修を行います。									
社会福祉協力校事業の推進 【健康福祉課】	福祉教育の充実のため、群馬県社会福祉協議会が実施する社会福祉協力校事業を推進します。									

(2) 教育職員の専門性の向上

事業名 【担当所属】	事業内容	主な対象者								
		乳幼児期			学齢期			成年期		
		身	知	精	身	知	精	身	知	精
特別支援学校教諭免許状の取得促進 【教育委員会学校人事課】	群馬県教育職員免許法認定講習により、特別支援学校教諭2種免許状の取得を促進します。									
教職員を対象にした研修事業の充実 【教育委員会特別支援教育室】 【総合教育センター】	特別支援学校、幼稚園等、小・中学校、高校等の教職員を対象に、経験や職種・職務に応じた研修を実施し、特別支援教育の専門性向上を図ります。									
特別な支援が必要な幼児児童生徒に関する研修事業の充実 【総合教育センター】	幼稚園等、小・中学校、高校等の教職員を対象に、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒の理解と指導に関する研修を実施し、教職員の理解促進と指導力向上を図ります。									

(3)文化芸術活動への参加支援

事業名 【担当所属】	事業内容	主な対象者								
		乳幼児期			学齢期			成年期		
		身	知	精	身	知	精	身	知	精
障害者作品展の開催 【障害政策課】	障害のある人の自立と社会参加を促進するため、障害のある人の趣味や技術等を活かした作品を、三障害(身体障害、知的障害、精神障害)合同で展示する作品展を開催します。									
県立の美術館、博物館、天文台等における観覧料等の免除 【各県有施設管理所属】	障害のある人が県立の美術館、博物館等を利用する場合、観覧料等を免除します。									

(4)障害者スポーツの振興

事業名 【担当所属】	事業内容	主な対象者								
		乳幼児期			学齢期			成年期		
		身	知	精	身	知	精	身	知	精
全国障害者スポーツ大会、パラリンピック等への選手派遣及び参加支援 【障害政策課】	障害者スポーツの普及と理解を促進するため、障害のある人が参加する全国規模の各種スポーツ大会やパラリンピック等国際的な障害者スポーツ大会への選手派遣及び参加を支援します。									
県障害者スポーツ大会の開催 【障害政策課】	障害者スポーツの普及とスポーツを通して障害のある人の社会参加の促進等を図るために開催します。									
県立ふれあいスポーツプラザの運営 【障害政策課】	県立ふれあいスポーツプラザの管理運営を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者制度を導入し、障害のある人等のスポーツ及びレクリエーション活動の振興と社会参加を図ります。									
県立ゆうあいピック記念温水プールの運営 【障害政策課】	県立ゆうあいピック記念温水プールの運営管理を効果的かつ効率的に行うため、指定管理者制度を導入し、障害のある人等のスポーツ及びレクリエーション活動の振興と社会参加を図ります。									
各種障害者スポーツ大会への参加支援 【障害政策課】	県外で開催される各種スポーツ大会への参加経費の一部を助成します。									
障害者スポーツ指導員の養成 【障害政策課】	障害のある人のスポーツ振興を図るため、障害者スポーツ指導員を養成します。									

事業名 【担当所属】	事業内容	主な対象者								
		乳幼児期			学齢期			成年期		
		身	知	精	身	知	精	身	知	精
障害者スポーツに関する情報発信及びコーディネーターの設置 【障害政策課】	障害者スポーツに関する情報(スポーツ教室、大会、地域で活動する団体等)をホームページ等を通じて発信します。また、コーディネーター(障害者スポーツに関する相談窓口)を設置し、障害者とスポーツのマッチングや行政と関係団体等との連携強化を図ります。									
トップアスリート交流事業 【障害政策課】	障害者スポーツの普及を図るために、スポーツのトップアスリートを特別支援学校等に派遣し、講演会や体験授業を実施します。									
障害者スポーツ振興に関する検討委員会の開催 【障害政策課】	スポーツ関係者を構成員とした検討委員会を設置し、障害者スポーツの課題解決策(普及や競技力向上等)を検討します。									
パラアスリート発掘・育成事業 【障害政策課】	パラリンピックや国際大会で活躍する選手を輩出することを目的に、優れた人材を早期に発掘して、関係団体との連携により、計画的な育成・支援を行います。									
ゴルフ場利用税の非課税 【税務課】	障害のある人のスポーツ活動に参加する機会を拡大するため、一定の要件を満たす場合に、ゴルフ場利用税を非課税とします。									